

報告第 15 号

職員による物損事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 10 月 10 日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 20,088 円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成 30 年 8 月 25 日午後 5 時 15 分頃、川崎町門崎字神平地内の一関市消防団川崎第 2 分団第 1 部神平消防屯所の敷地において、消防団員が草刈作業をしていた際、草刈機により飛び跳ねた石が駐車していた相手方車両の後部左側のドアガラスに当たり、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100 パーセント

報告第16号

職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年12月4日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月3日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 24,242円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成30年6月19日午前9時50分頃、道の駅かわさきの駐車場において、農林部農政課の職員が公用車で出口に向かって走行中、進行方向右側から進入してきた相手方車両が公用車に衝突し、相手方車両のフロント左側部分を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 30パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月26日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 19,440円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成30年6月29日午後2時10分頃、東山町田河津字横沢地内において、石と賢治のミュージアムの職員が公用車で県道柴宿横沢線を走行中、緩い右カーブに進入した際、ハンドル操作を誤ったため、相手方が設置したガードレールに衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第17号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年12月4日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月27日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 33,100円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成30年7月29日午前5時15分頃、大東町沖田字石奈坂地内において、相手方車両が市道興田猿沢線を走行中、道路に倒れていた木に衝突し、車両のフロント部分及び右前輪タイヤを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 20パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月11日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 64,200円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成30年9月1日午後4時20分頃、巣美町字南滝ノ上地内において、相手方が自転車で市道巣美渓線を走行中、車輪が車道にできていたくぼみに入って転倒し、左顔面裂傷等のけがを負わせたほか、自転車及び眼鏡を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 50パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月9日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 27,400円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成30年10月21日午後9時頃、滝沢字矢ノ目沢地内において、相手方車両が市道東工業団地線を走行中、左前輪が車道にできていたくぼみに入り、ホイールを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 50パーセント

報告第18号

財産の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年12月4日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月22日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 105,127円

2 相 手 方

3 事故の概要

平成30年8月8日午前11時30分頃、奥玉市民センターの駐車場において、敷地内の立ち木の枝が折れ、駐車していた相手方車両のフロントガラス部分に落下し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

一関市藤沢情報通信センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市藤沢情報通信センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市藤沢情報通信センター条例の一部を改正する条例

一関市藤沢情報通信センター条例（平成23年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金) 第11条 加入者は、テレビジョン放送の加入区分に応じ、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表に掲げる額_____ _____の範囲内で、加入区分ごとに指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。 3・4 [略]	(利用料金) 第11条 加入者は、テレビジョン放送の加入区分に応じ、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等」という。）を加算した額の範囲内で、加入区分ごとに指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。 3・4 [略]
(市長による管理) 第14条 第10条、第11条（第2項後段及び第4項を除く。）及び第19条第2項の規定は、第9条ただし書の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、	(市長による管理) 第14条 第10条、第11条（第2項後段及び第4項を除く。）及び第19条第2項の規定は、第9条ただし書の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、

「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における使用料の額は、別表のとおり

とする。この場合において、同表中「利用料金の限度額」とあるのは「使用料」とする。

別表（第11条、第14条関係）

加入区分		利用料金の限度額 (1契約当たり月額)	
標準加入		525円	
任意加入	B S	地上波テレビジョン放送、B S放送（基本チャンネル） セットトップボックス1台	
		2,310円	
	C S	セットトップボックス1台追加ごと	
		1,155円	
		地上波テレビジョン放送、B S放送（基本チャンネル）、C S放送（基本チャンネル） セットトップボックス1台	
		3,570円	
		セットトップボックス1台追加ごと	
B S放送又はC S放送オプション1チャンネル当たり		1,785円	
告知放送		3,000円	
告知放送		無料	

備考 改正部分は、下線の部分である。

「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における使用料の額は、別表に掲げる額に消費税等を加算した額とする。この場合において、同表中「利用料金の限度額」とあるのは「使用料」とする。

別表（第11条、第14条関係）

加入区分		利用料金の限度額 (1契約当たり月額)	
標準加入		800円	
任意加入	B S	地上波テレビジョン放送、B S放送（基本チャンネル） セットトップボックス1台	
		2,200円	
	C S	セットトップボックス1台追加ごと	
		1,100円	
		地上波テレビジョン放送、B S放送（基本チャンネル）、C S放送（基本チャンネル） セットトップボックス1台	
		3,400円	
		セットトップボックス1台追加ごと	
B S放送又はC S放送オプション1チャンネル当たり		1,700円	
告知放送		3,000円	
告知放送		無料	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の属する年度（以下「初年度」という。）及び初年度の翌年度におけるこの条例による改正後の別表の規定の適用について
は、前項の規定にかかわらず同表中「800円」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 初年度 600円
 - (2) 初年度の翌年度 700円

一関市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

一関市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

一関市役所支所及び出張所設置条例（平成17年一関市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 [略]			第2条 [略]		
2 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			2 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
一関市役所 厳美 出張所	一関市厳美町字沖 野々116 番地6	一関市厳美町並びに一關 市萩荘8区及び 12 区か ら15 区まで	一関市役所 摺沢 出張所	一関市舞川字中里 84 番地1	一関市舞川のうち 10 区 から 18 区まで
一関市役所 弥栄 出張所	一関市弥栄字茄子 沢 198 番地3	一関市弥栄	一関市役所 摺沢 出張所	一関市大東町摺沢 字街道下 25 番地 3	一関市大東町摺沢

一関市役所 興田 出張所	一関市大東町鳥海 字細田 19 番地 2	一関市大東町鳥海、中 川、沖田
一関市役所 猿沢 出張所	一関市大東町猿沢 字板倉 57 番地 1	一関市大東町猿沢
一関市役所 渋民 出張所	一関市大東町曾慶 字神蔭 32 番地 1	一関市大東町渋民、曾慶

一関市役所 興田 出張所	一関市大東町鳥海 字細田 19 番地 2	一関市大東町鳥海、中 川、沖田
一関市役所 猿沢 出張所	一関市大東町猿沢 字板倉 57 番地 1	一関市大東町猿沢
一関市役所 渋民 出張所	一関市大東町曾慶 字神蔭 32 番地 1	一関市大東町渋民、曾慶

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第102号 参考資料

出張所の経緯等について

1 出張所の経緯

一関地域（巣美、舞川、弥栄）及び大東地域（摺沢、興田、猿沢、渋民）に7か所設置している出張所は、平成17年9月の新一関市の合併時における事務事業の取扱いの調整において、

- ・ 旧一関市の出張所を引き継ぐこと。
- ・ 旧大東町の支所を全て出張所と規定し引き継ぐこと。

とされ、以降現在に至っている。

2 出張所に関する検討経過

これらの出張所は、出張所が置かれていない地域との行政サービスの公平性や、少子高齢化、人口減少等による将来を見据えた行政サービスのあり方、平成28年6月からのマイナンバーカードによる証明書等のコンビニエンスストアでの交付開始などを踏まえ、事業の見直しが必要な状況となっている。

このため、一関、大東各地域において平成29年3月から、出張所のあり方について、地区住民等との懇談会による意見聴取なども踏まえ検討を行ってきたところである。

一関地域において、巣美、弥栄各地区は4回、舞川地区は5回の住民懇談会をそれぞれ開催した。

平成29年3月、6月及び平成30年2月に各地区で開催した第1回及び第2回の懇談会では、各出張所における証明書等取扱件数の状況や見直しの検討の必要性、代替案の検討内容について説明を行った上で意見交換を行った。

平成30年6月の第3回懇談会において、これまでの検討内容を踏まえて、「一関地域の出張所による窓口サービスは、終了を検討すべき段階に至っているものと考える」との市の考えを示し意見を伺った。

平成30年7月、この市の考えを地区住民に文書回覧により周知の上、同年7月末から8月初めにそれぞれ第4回の懇談会を開催し、巣美、弥栄各地区では当該懇談会をもって懇談会を終了した。

舞川地区においては、一部の出席者から代替案の検討についてさらなる説明の求めがあったことから、同年8月下旬に第5回の懇談会を開催し、懇談会を終了した。

参考1 市役所本庁、支所、出張所等における証明書等取扱件数（平成29年度）

場 所	件数
市役所本庁	78,898
巣美出張所	462
舞川出張所	173
弥栄出張所	82
小計	79,615
花泉支所	11,692
大東支所	5,614
摺沢出張所	3,081
興田出張所	1,664
猿沢出張所	1,349
渋民出張所	570
小計	12,278
千厩支所	12,180
東山支所	5,771
室根支所	4,446
川崎支所	4,283
藤沢支所	6,813
コンビニエンスストア	930
計	138,008

参考2 証明書等の取扱項目

戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、身分証明書、受理・記載事項証明書など計14項目

一関地域の3か所の出張所における取扱項目

- 戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、身分証明書

マイナンバーカードによりコンビニエンスストアで取得できる証明書等

- 戸籍謄抄本、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書
- 所得課税扶養証明書（平成29年度は67件）

一関市立幼稚園条例及び一関市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立幼稚園条例及び一関市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市立幼稚園条例及び一関市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

(一関市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 一関市立幼稚園条例（平成17年一関市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(設置) 第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立弥栄幼稚園</td><td>一関市弥栄字茄子沢236番地24</td></tr><tr><td>一関市立いづみの森幼稚園</td><td>一関市花泉町涌津字惡法師38番地312</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立弥栄幼稚園	一関市弥栄字茄子沢236番地24	一関市立いづみの森幼稚園	一関市花泉町涌津字惡法師38番地312	[略]		(設置) 第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立弥栄幼稚園</td><td>一関市弥栄字茄子沢236番地24</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立弥栄幼稚園	一関市弥栄字茄子沢236番地24	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
一関市立弥栄幼稚園	一関市弥栄字茄子沢236番地24																		
一関市立いづみの森幼稚園	一関市花泉町涌津字惡法師38番地312																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
一関市立弥栄幼稚園	一関市弥栄字茄子沢236番地24																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。 (一関市子育て支援センター条例の一部改正)																			

第2条 一関市子育て支援センター条例（平成17年一関市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関子育て支援センター	一関市山目字前田 13 番地 1
花泉子育て支援センター	一関市花泉町涌津字惡法師 38 番地 312
室根子育て支援センター	一関市室根町折壁字八幡沖 373 番地 1

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関子育て支援センター	一関市山目字前田 13 番地 1
室根子育て支援センター	一関市室根町折壁字八幡沖 373 番地 1

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(一関市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 一関市立幼稚園条例（平成17年一関市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置)	(設置)
第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。	第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。
名称 位置	名称 位置
[略]	[略]
一関市立摺沢幼稚園 一関市大東町摺沢字観音堂82番地2	一関市立摺沢幼稚園 一関市大東町摺沢字観音堂82番地2
一関市立げいび幼稚園 一関市東山町長坂字西本町136番地4	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市保育所条例の一部改正)

第2条 一関市保育所条例（平成17年一関市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 位置	名称 位置

[略]	
小梨保育園	一関市千厩町小梨字時ノ沢 109 番地 3
長坂保育園	一関市東山町長坂字西本町 130 番地 1
[略]	

[略]	
小梨保育園	一関市千厩町小梨字時ノ沢 109 番地 3
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市立こども園条例の一部改正)

第3条 一関市立こども園条例（平成23年一関市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
一関市立室根こども園	一関市室根町折壁字八幡沖 373 番地 1	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町 130 番地 1
[略]		一関市立室根こども園	一関市室根町折壁字八幡沖 373 番地 1
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

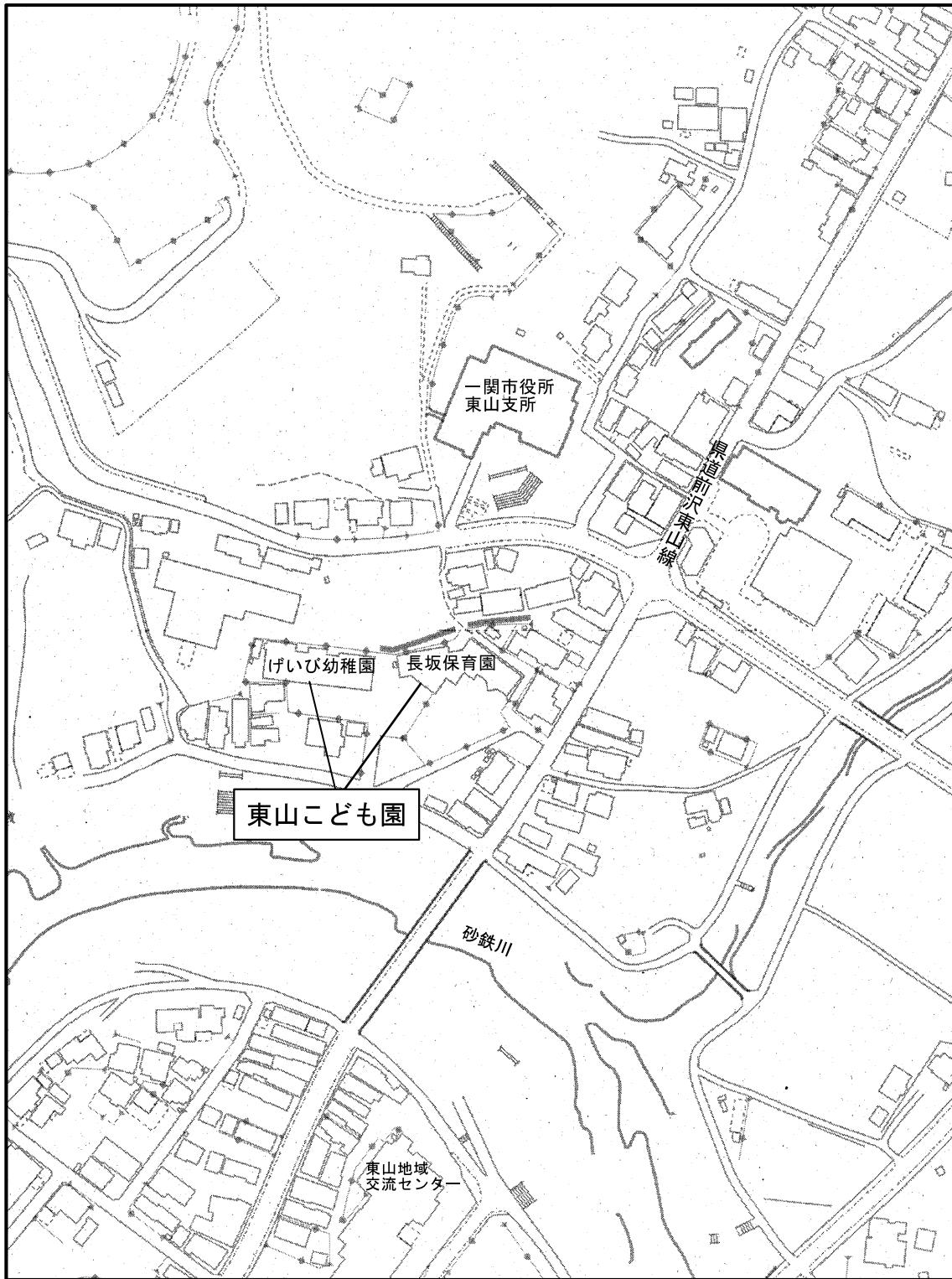
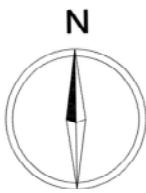
1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による改正後の一関市立こども園条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第104号 参考資料

位 置 図



一関市藤沢交流施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市藤沢交流施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市藤沢交流施設条例の一部を改正する条例

一関市藤沢交流施設条例（平成23年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(名称及び位置)	(名称及び位置)										
第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。										
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>総合交流ターミナル</td><td>一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地</td></tr><tr><td>グリューンボーデン館ヶ森</td><td>一関市藤沢町黄海字下中山 2 番地 159</td></tr></tbody></table>	名称	位置	総合交流ターミナル	一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地	グリューンボーデン館ヶ森	一関市藤沢町黄海字下中山 2 番地 159	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>藤沢交流施設</td><td>一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	藤沢交流施設	一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地
名称	位置										
総合交流ターミナル	一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地										
グリューンボーデン館ヶ森	一関市藤沢町黄海字下中山 2 番地 159										
名称	位置										
藤沢交流施設	一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地										
別表第1（第10条、第16条関係）	別表第1（第10条、第16条関係）										
1 総合交流ターミナル [略]	藤沢交流施設 [略]										
2 グリューンボーデン館ヶ森 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>1人につき1泊当たりの利用料金の限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>宿泊施設の客室</td><td>8,000円</td></tr></tbody></table>	区分	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額	宿泊施設の客室	8,000円	別表第2（第13条、第16条関係） 藤沢交流施設						
区分	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額										
宿泊施設の客室	8,000円										
別表第2（第13条、第16条関係） 1 総合交流ターミナル											

[略]

2 グリューンボーデン館ヶ森

<u>申込取消日</u>	<u>解約料(利用料金に次の割合を限度として乗じて得た額)</u>
当日	<u>10 分の 10</u>
前日	<u>10 分の 8</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
30 削除							
31 建築基準法 第7条第1項 の規定による 完了検査の申 請又は同法第 18条第16項の 規定による工 事を完了した 旨の通知に対 する審査	[略]			30 建築基準法 第7条第1項 の規定による 完了検査の申 請又は同法第 18条第16項の 規定による工 事を完了した 旨の通知に対 する審査	[略]		

<u>32～34</u>	[略]						
35 [略]							
	[略]						
<u>31～33</u>	[略]						
34 建築基準法 第43条第2項 第1号の規定 に基づく認定 の申請に対する審査	接道認定申請 手数料	延べ面積	200平方メートル以内の一戸建ての住宅	27,000円			
35 [略]							
	[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。